



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社アイメタルテクノロジー
代表者名 代表取締役社長 筒井 宏昌
(コード番号:5605 東証 2 部)
問合せ先 経営企画部門統括 齋藤 誠
(T E L 029-831-1791)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 109 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことにもない、以下のとおり変更を行うものであります。

- ① 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は決済合理化法の施行日をもって株券を発行する旨の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第 7 条を削除し、併せて現行定款第 8 条第 2 項の単元未満株券に関する定めを削除するものであります。(変更案第 7 条)
- ② 「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)が廃止されたことにもない、現行定款第 9 条第 3 項および第 14 条の「実質株主」、「実質株主名簿」の文言を削除するものであります。(変更案第 8 条および第 13 条)
- ③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日まで備え置くものとされておりますので、現行定款第 9 条第 3 項の株券喪失登録簿に関する定めは附則へ移行し、平成 22 年 1 月 6 日をもって削除する旨を定めるものであります。(変更案附則第 1 条および第 2 条)

(2) その他、条数および所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

現行定款と変更案の対照表は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日 (予定)

以上

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 本会社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p><u>第8条</u> 本会社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(2) <u>本会社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第9条</u> 本会社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>(2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し公告する。</p> <p>(3) 本会社の株主名簿 (<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>株券喪失登録簿</u>および<u>新株予約権原簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、本会社では取り扱わない。</p> <p><u>第10条～第13条</u> (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第14条</u> 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主 (<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>) に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p><u>第7条</u> 本会社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(2) (削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第8条</u> 本会社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>(2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し公告する。</p> <p>(3) 本会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、本会社では取り扱わない。</p> <p><u>第9条～第12条</u> (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第13条</u> 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="228 255 660 286">第 15 条 ～ 第 22 条 （条文省略）</p> <p data-bbox="268 340 424 371">（役付取締役）</p> <p data-bbox="228 385 788 586">第 23 条 取締役会はその決議によって取締役中より取締役会長・取締役社長各 1 名および取締役副社長・専務取締役・常務取締役各若干名を<u>選任</u>することができる。</p> <p data-bbox="228 640 660 672">第 24 条 ～ 第 44 条 （条文省略）</p> <p data-bbox="427 725 584 757">（ 新 設 ）</p>	<p data-bbox="813 255 1275 286">第 14 条 ～ 第 21 条 （現行どおり）</p> <p data-bbox="853 340 1010 371">（役付取締役）</p> <p data-bbox="813 385 1375 586">第 22 条 取締役会はその決議によって取締役中より取締役会長・取締役社長各 1 名および取締役副社長・専務取締役・常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。</p> <p data-bbox="813 640 1262 672">第 23 条 ～ 第 43 条 （現行どおり）</p> <p data-bbox="813 725 868 757"><u>附則</u></p> <p data-bbox="813 810 1375 1012">第 1 条 <u>本会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取り扱わない。</u></p> <p data-bbox="813 1066 1375 1223">第 2 条 <u>前条および本条は平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条および本条を削除するものとする。</u></p>